

平岡会計だより

2025.9 Vol. 189

発行元



税理士法人 平岡会計事務所
大阪府中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル7階
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

- 税務》未払賞与を計上する際の注意点…………… P 2
- 特集》約束手形・小切手の利用廃止…………… P 3
- 労務》マイナ保険証をお持ちでない方へ…………… P 4

～国税庁による預貯金情報のオンライン照会～

国税庁による税務調査及び滞納整理について、従来、金融機関への預貯金照会をすべて書面で行っていました。しかし、この方法では作成や発送に手間がかかり、回答まで数週間を要していました。これでは時間と手間がかかるため、2021年10月よりオンライン照会が全国でスタートしました。

国税庁は、必要な調査対象者を選定して内容をシステムに入力し、デジタルプラットフォームを経由して金融機関に照会します。金融機関は自社データベースで該当情報を検索してシステム上で回答します。

国税庁はオンラインで回答を受領し、税務業務に活用します。オンライン化により、回答期間は平均2～3日に短縮され、対象金融機関は当初は37行から令和6年度は431行に拡大し、照会件数も28万件から835万件へと増加しています。気軽に照会しているのではないかと思うくらいの増え方です。照会できる期間の延長や生命保険会社、証券会社への拡大も進んでいます。情報管理には厳格なルールはあるようですが、調査対象者となった段階で、本人の知らないところで金融機関情報が照会・確認されているかと思うと、あまり気持ちが良いものではありませんね。

(梅野広二)



霧島アートの森

～未払賞与を計上する際の注意点～

事業年度の期末が近づいてくると、社長さんから従業員に決算賞与を支給したいけど、未払計上はできますか？という相談を受けることがあります。

そこで、今回は未払賞与を計上する際の注意点について説明します。



1. 使用人賞与の損金算入時期

使用人賞与の損金算入時期は、**原則として実際に支給した日の属する事業年度**です。

しかし、労働協約等で支給日が定められている場合のほか、次の要件のすべてを満たす場合には、**使用人に賞与の支給額を通知した日の属する事業年度**において損金算入することが認められます。

- ① 各人別、かつ支給を受けるすべての使用人に対し、支給額の通知をしていること
- ② 通知した支給額を通知したすべての使用人に対し通知日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること
- ③ 通知をした日の属する事業年度において通知した支給額を損金経理していること

2. すべての使用人に対して通知ができているか

通知の方法として、各人別に書面やメールで支給額を通知することになります。さらに、確認のサインや押印をもらえば、より有効な手段となります。口頭で通知をしたり、営業所長等に通知するように指示したりしただけでは、通知が済んだという証拠がありませんので、損金算入することはできません。

3. 通知額と異なる金額を支給したら？

通知後、支給日までの間に予想利益が変化し、支給額を変更した場合には、上記1②の要件を満たさず、未払賞与を**損金算入することはできません**。

4. 就業規則等の賞与規程の確認

未払賞与を検討する際には、まず**就業規則等を確認**する必要があります。

多くの会社が就業規則等で賞与の定めをしていますが、「**支給時期に在職していない場合には賞与を支給しない**」と規程していることが少なくありません。このような場合、賞与の支給は支給日にならないと確定しないことになるため、上記1①の要件を満たさず、未払賞与を**損金算入することはできません**。



したがって、支給額を通知し、結果として退職者が1人もおらず、すべての使用人に賞与が予定どおり支払われたとしても、上記の規程により損金算入することはできなくなりますので、注意が必要です。

5. 法定福利費(社会保険料)の未払計上

賞与に係る会社負担の社会保険料を法定福利費として未払計上により損金算入できるでしょうか？

答えは、**損金算入は認められません**。賞与に係る社会保険料が実際に発生するかどうかは、賞与の支給月である翌月末(翌期)にならないと確定しません。そのため、期末時点ではまだ社会保険料債務が確定しておらず、未払計上をしたとしても損金算入は認められません。

未払賞与を計上し損金算入するためには、事前に就業規則等の確認・見直しや通知書面等の準備・保存をしておくことが税務リスク軽減の鍵となります。

(作成者：朝山善明)



～約束手形・小切手の利用廃止～

長く日本の商取引に利用されてきた約束手形と小切手ですが、2027年3月末をもって利用が廃止されます。すでに主要金融機関から新規発行の停止や受付終了のスケジュールが発表されており、決済の電子化が加速していくと考えられます。ポイントについて確認しましょう。



➤ 廃止の背景

約束手形及び小切手ですが、インターネットバンキングやクレジットカード等の電子決済の普及に対し、次のような課題が指摘されています。

- ・現金化までの期間が長い…約束手形の場合、支払いまでの期間が数か月空くことも
- ・煩雑な事務手続き…押印や発送等の手続きが必要、手書きによる記載ミスが発生
- ・コスト面での負担…印紙代や郵送料、取立手数料がかかる

利用枚数も減少の一途をたどっており、現在ではピーク時と比較して20分の1程です。

➤ 利用廃止のスケジュール

手形・小切手の利用廃止は、おおむね次のようなスケジュールで行われます。

2025年9月末	多くの金融機関で、手形・小切手帳の発行受付が終了
2026年9月末	手形・小切手の最終振出期限
2027年3月末	電子交換所の廃止 手形・小切手の取立受付停止

➤ 廃止への対応

- ① 現状把握：取引先への支払や受取方法を洗い出し、約束手形や紙の小切手の利用がないか確認します。
- ② 代替手段の準備：紙の手形を電子記録債権等(でんさい等)に、小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することが推奨されています。
- ③ 取引先との調整：手形や小切手での支払いがある場合は、取引先と支払条件の変更等を調整し、必要に応じ契約の更新等を行います。取引先が支払いに手形や小切手を利用している場合は、今後の予定を確認しておきましょう。



➤ 電子記録債権(でんさい)とは？

上記の課題を克服した、約束手形の代替として推奨されている決済手段です。電子記録債権法により、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい種類の金銭債権であり、平成20年12月1日より施行されています。

でんさいの大きなメリットの一つは、手続きのすべてがオンライン上で完結する点が挙げられます。手形や振込等、複数の決済手段をでんさいに切り替えれば、業務フローの効率化が可能です。また、紙の手形ではできない「分割譲渡」が行えるので、入金日までの資金繰りに有効です。

一方デメリットとしては、債務者と債権者の両者が利用者でなくてはならないことや、手形との併用により会計処理が複雑になることが挙げられます。ご利用の際は取引相手への事前確認が必要です。

ギリギリでの対応は、資金繰りや信用に影響する場合があります。社内外への周知、セキュリティ等早めの対応が安心です。

～マイナ保険証をお持ちでない方～

2025年12月1日で健康保険証の利用が終了します。健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない場合は資格確認書が必要になります。従業員（被保険者）とそのご家族（被扶養者）が受診に困らないよう、資格確認書の発行について事前にお知らせください。

※ 受診に必要なもの

保険診療を受ける際には、医療機関等の窓口で健康保険の資格確認が行われます。現在は次のいずれかの方法で、資格確認が行われています（原則は①もしくは②）。

- ① マイナンバーカード（マイナ保険証）による電子資格確認
- ② 有効期限内の健康保険証または資格確認書の提示
- ③ マイナ保険証＋資格情報のお知らせの提示
「資格情報のお知らせ」は健康保険証や資格確認書とは別に発行される書面です
- ④ マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面の提示

※ マイナ保険証がなければ資格確認書を提示

マイナ保険証をお持ちでない方は、②の方法のみとなります。健康保険証の有効期限が切れる2025年12月2日以降は、資格確認書を提示することになります。資格確認書は原則として、健康保険の被保険者や被扶養者のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。現在、健康保険証をお持ちの方は社会保険事務所等から資格確認書が発行されますので、お手元に届きましたら必ずご確認ください。

〇〇都道府県	有効期限	年 月 日
国民健康保険	発効期日	年 月 日
資格確認書		
記号	番号	(枝番)
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		
交付者名		印

健康保険	本人（被保険者）	00111
資格確認書	令和 6年 12月 2日 交付	
記号	12345678	番号 1
氏名	協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	令和 6年 12月 2日	
有効期限	令和 11年 11月 30日	
保険者番号	999999999	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇-〇〇-〇〇	

[イメージ図]

資格確認書は、協会けんぽの場合、2025年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方に対し、従業員の自宅宛てに家族分と合わせて2025年7月下旬から10月下旬に特定記録郵便にて発送されます。また、国民健康保険の場合も、2025年10月下旬までに世帯主宛に特定記録郵便にて発送されます。

(作成者：川口智美)



－編集後記－

先日、ブラットピット主演の映画「F1」を観に行きました。F1の巡業と同時に撮影された映像は、映画館のスクリーンも相まって迫力満点です。実際にあったアクシデントのオマージュと思われるシーンも随所にあり、長年のファンの方も楽しめること間違いありません。

マクラーレン強となっている今シーズンですが、後半戦でこの情勢が一変するようなことは起こるのでしょうか。個人的にはトップ2人の熾烈なチャンピオン争いが気になるところです。前半最終戦のハンガリーGPのようなレースが観られるかもしれないと思うと後半が待ちきれません。日本人ドライバー角田選手の活躍にも期待したいです。

(大宮)